

社会福祉法人松の実会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松の実会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円	1,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円

3 評議員選任(解任)委員、苦情解決第3者委員、内部監査委員、入居者選考委員が各々所定の会議に出席し、業務に従事したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員選考等委員会出席報酬	3,000円	1,000円
苦情解決第3者委員会出席報酬	3,000円	1,000円
内部監査	3,000円	1,000円

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うこと

ができる。

4 交通費の実費が、実費弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

5 第3条、第4条に関する報酬、費用弁償等についてはその都度源泉所得税を控除した額を現金にて支払う

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、松の実会「旅費規程」を準用して報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(慶弔)

第6条 役員等が功績表彰、または傷病、災害、弔慰のときは松の実会「慶弔見舞金支給規定」を準用することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

この規程は、2022年 4月 1日より適用する。

別表1

名称	報 酬	実費弁償
理事長業務報酬（日額）	10,000円	1,000円
常務理事業務報酬（月額）	5,000円	1,000円
理事及び評議員業務報酬（日額）	5,000円	1,000円
監事監査指導報酬（日額）	3,000円	1,000円